

成年後見制度の利用促進について

1 成年後見制度

(1) 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても十分に判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です。

(2) 成年後見制度の種類

成年後見制度は、判断能力が不十分になってから家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等が選ばれる「法定後見制度」と、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」があります。

法定後見制度には、「後見」「保佐」「補助」の3つがあり、「後見」の対象となるのは、判断能力が欠けているのが通常の状態の方、「保佐」の対象となるのは、判断能力が著しく不十分な方、「補助」の対象となるのは、判断能力が不十分な方など、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を、公証人の作成する公正証書により結んでおくものです。

2 市の現状

市は、平成18年度より「権利擁護センターふちゅう」を設置し、その運営を府中市社会福祉協議会へ委託しています。同センターでは、地域における権利擁護の中核として、成年後見制度をはじめとする様々な制度や社会資源を活用することにより、判断能力の不十分な高齢者、障害者等が不利益を被ることなく住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう支援を行うとともに、社会貢献的な精神で貢献業務を担う市民後見人の養成などを実施しています。

なお、平成27年度から令和2年度を計画期間とする現行の地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の重点施策「セーフティネットの充実」では、市民後見人受任者数を事業の進ちょく状況を測る参考指標の一つとしており、計画策定時に基準とした平成25年度の数値は3人で、令和2年度の目標値である7人に対して、令和元年度末時点では、9人となっています。

図表 権利擁護センターふちゅうによる福祉サービスや成年後見制度利用に関する相談件数の推移

平成27年度	1,435件
平成28年度	1,198件
平成29年度	1,226件
平成30年度	1,265件
令和元年度	1,311件

(「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」(平成27年度から令和2年度) 事業番号6 権利擁護の充実)

図表 地域福祉権利擁護事業の相談件数の推移

平成27年度	5,142件
平成28年度	4,692件
平成29年度	5,164件
平成30年度	5,085件
令和元年度	4,803件

(「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」(平成27年度から令和2年度) 事業番号6 権利擁護の充実)

図表 市民後見人受任者数の推移

平成27年度	2人
平成28年度	4人
平成29年度	4人
平成30年度	5人
令和元年度	9人

(「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」(平成27年度から令和2年度) 重点施策)

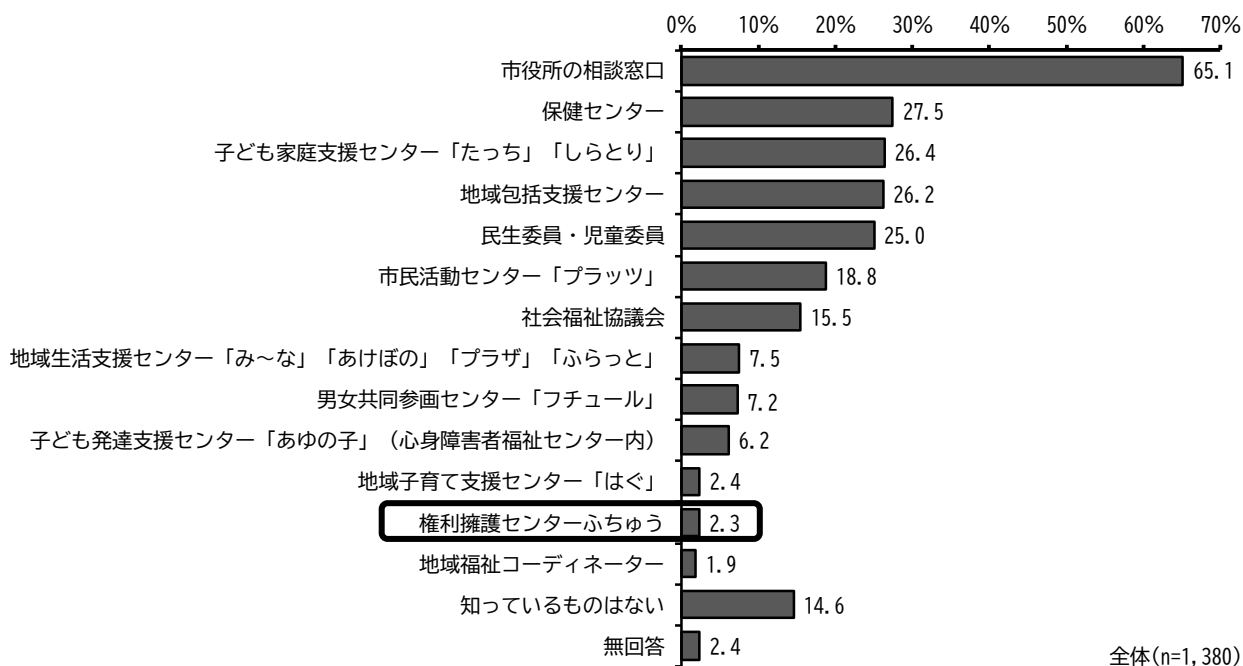
3 権利擁護センターふちゅう及び成年後見制度の周知の状況について

(府中市福祉計画(地域福祉計画・福祉のまちづくり推進)調査報告書より)

問12 (相談窓口の認知度) 府中市に設置されている、福祉に関する相談窓口についておたずねします。(ア) あなたがご存じの相談窓口はどれですか。(いくつでも〇)

1. 市役所の相談窓口	65.1%	8. 子ども家庭支援センター「たち」「しらとり」	26.4%
2. 民生委員・児童委員	25.0%	9. 地域子育て支援センター「はぐ」	2.4%
3. 地域包括支援センター	26.2%	10. 男女共同参画センター「フチャール」	7.2%
◎4. 権利擁護センターふちゅう	2.3%	11. 社会福祉協議会	15.5%
5. 子ども発達支援センター「あゆの子」 (心身障害者福祉センター内)	6.2%	12. 地域福祉コーディネーター	1.9%
6. 保健センター	27.5%	13. 市民活動センター「プラッツ」	18.8%
7. 地域生活支援センター「み～な」 「あけぼの」「プラザ」「ふらっと」	7.5%	14. 知っているものはない	14.6%
		無回答	2.4%

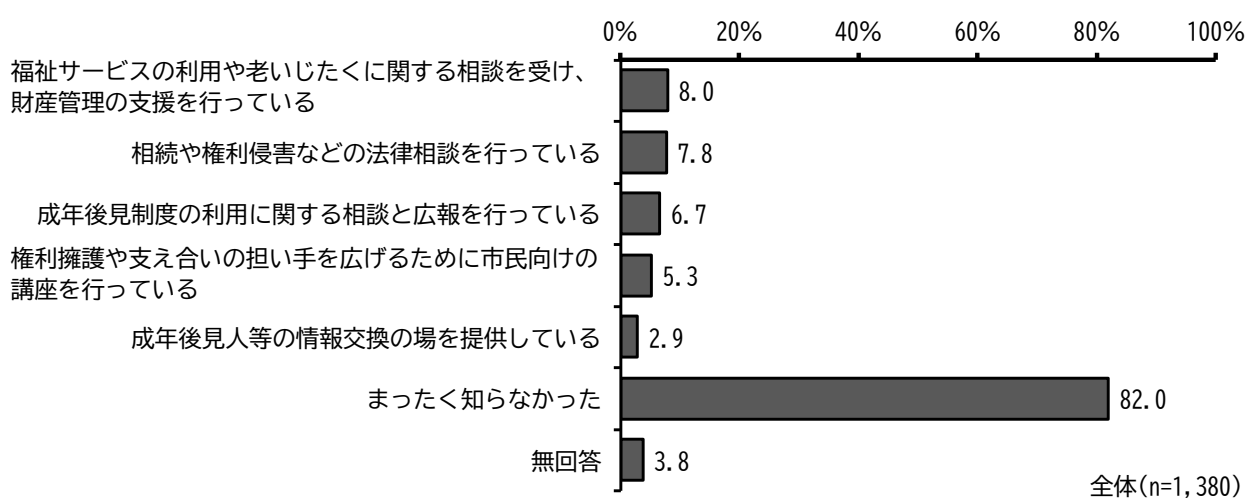
図表 相談窓口の認知度(全体:複数回答)



問15 (権利擁護センターふちゅうの役割や機能の認知度) あなたは、次の権利擁護センターふちゅうの役割や機能をご存じですか。(いくつでも〇)

1. 福祉サービスの利用や老いじたくに関する相談を受け、財産管理の支援を行っている	8.0%
2. 相続や権利侵害などの法律相談を行っている	7.8%
3. 成年後見制度の利用に関する相談と広報を行っている	6.7%
4. 成年後見人等の情報交換の場を提供している	2.9%
5. 権利擁護や支え合いの担い手を広げるために市民向けの講座を行っている	5.3%
6. まったく知らなかった	82.0%
無回答	3.8%

図表 権利擁護センターふちゅうの役割や機能の認知度 (全体：複数回答)



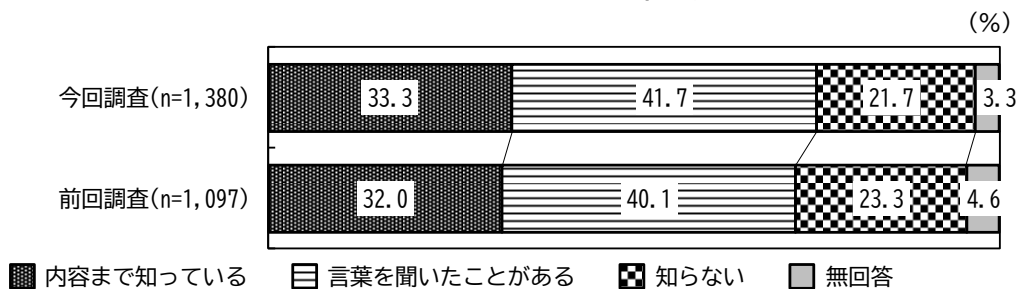
問25 (福祉に関する用語の認知度) あなたは、次のことをご存じですか。(1)～(6)のそれぞれの項目について、あてはまるものに1つずつ〇をつけてください。

福祉に関する用語の認知度のうち、成年後見制度についての回答は、「内容まで知っている」は、33.3%、「言葉を聞いたことがある」は、41.7%、「知らない」は、21.7%、「無回答」は、3.3%です。

平成25年10月に実施した調査(配布数2,200名、有効回収数1,097件)では、「内容まで知っている」は、32.0%、「言葉を聞いたことがある」は、40.1%、「知らない」は、23.3%、「無回答」は4.6%です。「内容まで知っている」、「言葉を聞いたことがある」と回答した人の割合は、どちらも1.5%程度増加しています。

(N=1,380)	内容まで知っている	言葉を聞いたことがある	知らない	無回答
(1) 発達障害・学習障害	52.0%	38.6%	6.6%	2.8%
(2) ヘルプマーク	31.3%	30.0%	35.4%	3.3%
(3) 若年性認知症	47.0%	41.7%	8.6%	2.8%
(4) 障害者差別解消法	10.6%	31.2%	54.2%	4.0%
(5) 再犯防止推進法	6.5%	40.6%	48.8%	4.1%
(6) 成年後見制度	33.3%	41.7%	21.7%	3.3%

図表 福祉に係る用語の認知度(全体)【経年比較】



4 成年後見制度の利用促進

(1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律について

国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）を平成 28 年 5 月に施行しました。

この法の目的は、「認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする」ものです。

（成年後見制度利用促進法より）

同法の第 14 条第 1 項では、市町村の講ずる措置として、「市町村は、（国の）成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定されています。

(2) 地域福祉計画における成年後見制度の位置付け

成年後見制度は、地域福祉計画に盛り込むべき事項である、「高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項」の一つの例として「市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方」が次のとおり挙げられています。

「認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方（成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画と一体的なものとするこも考えられる。）」

既に市は、権利擁護センターふちゅうにおいて、成年後見制度の利用支援や市民後見人の養成等を行っていますが、次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のための調査の結果から、成年後見制度及び権利擁護センターふちゅうに関する更なる周知や取組の促進が必要であることが分かりました。

成年後見制度に係る取組は、高齢者及び障害のある方等に対して横断的な施策を展開する必要があり、地域で支え合うまちづくりに欠かせないものであるため、次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画に、成年後見制度利用促進法第 14 法に規定する「成年後見利用促進計画」の内容を盛り込むものです。

今後は、引き続き、市民後見人等の育成や活動支援及び判断能力に不安がある方への支援等を行っていくほか、権利擁護センターふちゅうの機能を強化し、更なる制度の普及・啓発を図るとともに、地域連携ネットワークの構築等に向けた取組を進めることとします。